

令和 3 年度第 2 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 3 年 5 月 2 5 日 (火)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和 3 年 5 月 2 5 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分	
	議 長	会長 穴 戸 栄 一	
	閉 会	令和 3 年 5 月 2 5 日 (火) 午前 1 0 時 3 0 分	
	議 長	会長 穴 戸 栄 一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 1 0 名 欠席 1 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	○
	2	伊 藤 淳 一	○
	3	奥 山 稔	○
	4	寺 本 奈穂子	○
	5	高 橋 一 博	●
	6	満 保 豊	○
	7	佐 藤 博 幸	○
	8	湯 澤 敏 孝	○
	9	山 下 雅 博	○
	1 0	安 川 和 範	○
	1 1	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員		議席番号 3 番 奥 山 稔 4 番 寺 本 奈穂子	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長 中 西 卓 也 事務局次長・総務係長 加 藤 智 子 総務係主査 落 合 憲 児	

令和３年度第２回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は１０名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから令和３年度第２回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第１５条第２項の規定により、議長において、３番 奥山稔君、４番 寺本奈穂子君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全 員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
- 議長 議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査について」を議題とします。
- 議長 事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査について」ご説明申し上げます。
本件は、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することされており、許可不要の案件なのか審査することとされております。
それでは、２ページをご覧ください。
整理番号１番につきましては貸主、 氏、借主、 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和３年３月２６日、土地の引き渡しの時期は同日となっております。
解約日から土地の引渡しまでの時期が６ヶ月以内の合意解約となっております。２ページには通知書を添付しております。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査について」の質疑を行います。
全 員	ありません。
議 長	質問なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より内容の説明を求めます。
事務局	ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。5 ページをご覧ください。 貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字サラキシ 番 の内となっております、転用面積は、22150㎡となっております。転用目的は砂採取で、工期は令和 3 年 8 月 25 日より令和 4 年 8 月 24 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。 農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。 農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。 資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。 次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、抵当権は設定されておられません。地上権については同意が得られております。 次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意があることから問題はないと考えます。 その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。 総合意見としては、許可相当としております。 許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。 7 ページから 28 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

場所としましては、 氏の自宅の北側で、平成30年にも砂を採取しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全 員 ありません。

議 長 質問なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号2-1から2-3の所有権の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」ご説明申し上げます。

30ページをご覧ください。

整理番号2-1について、 氏から に所有権の移転をするものです。

位置については、31ページ、32ページをご覧ください。

整理番号2-2について、 氏から に所有権の移転をするものです。

位置については、31ページ、33ページをご覧ください。

整理番号2-3について、 氏から に所有権の移転をするものです。

位置については、31ページ、34ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局より説明のありました、所有権移転の質疑を行います。

満保委員 　　所有権の移転なんだけど、10aあたりの単価が2千円なんぼというのは、本人同士がいいのならいいんだけど、めっちゃ安い。

事務局 　　私も、1桁違うかなと思ったんですが、畑の状況によっても違うのかなと。

　　普段、農協さんが持ってきてくれるので。

満保委員 　　これだったら、賃貸だもんな。

奥山委員 　　共同牧場の所。放牧地の後だから。

中西局長 　　農家さんが少なくなって、今はやってない。

伊藤委員 　　これは、何をやるんですか。

中西局長 　　大豆です。

奥山委員 　　畑作をやって、水もやって、野菜が採れません。ただし草地に戻さない。

　　ちゃんと草地に戻してほしいんですよ。砂もそうなんだけど。

議 長 　　お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全 員 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

　　次に整理番号2－4所有権の案件につきましては、丸山委員が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

（丸山委員退席）

議 長 　　事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　続きまして、整理番号2－4所有権の案件につきまして、ご説明申し上げます。

　　氏から 　　氏に所有権の移転をするものです。

　　位置については、35ページ、36ページをご覧ください。

　　条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

　　事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局より説明のありました、所有権移転の質疑を行います。

事務局 　　この、　　　さんというのは。
住所は　　　になっていました。珍しいお名前なので、ご親戚かもしれません。

議長
全員
議長 　　お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

事務局 　　次に、利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　利用権設定の案件について、総括表に基づき説明申し上げます。
３７ページをご覧ください。
整理番号３－１について、　　　氏から　　　氏に賃貸借権の設定
をするものです。
位置につきましては、３８ページ、３９ページをご覧ください。

事務局 　　整理番号３－２について、　　　氏から　　　氏に賃貸借権の設定
をするものです。
位置につきましては、４０ページ、４１ページをご覧ください。

事務局 　　整理番号３－３について、　　　氏から　　　氏に賃貸借権の設定
をするものです。
位置につきましては、４０ページ、４２ページをご覧ください。

事務局 　　整理番号３－４について、　　　氏から　　　氏に賃貸借権の設定
をするものです。
位置につきましては、４３ページ、４４ページをご覧ください。

事務局 　　整理番号３－５について、　　　氏から　　　氏に賃貸借権の設定
をするものです。
位置につきましては、４３ページ、４５ページをご覧ください。

事務局 　　整理番号３－６について、　　　氏から　　　氏に賃貸借権の設定

をするものです。

位置につきましては、４６ページ、４７ページをご覧ください。

整理番号３－７について、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、４６ページ、４８ページをご覧ください。

整理番号３－８について、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、４６ページ、４９ページをご覧ください。

整理番号３－９について、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、４６ページ、５０ページをご覧ください。

整理番号３－１０について、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、４６ページ、５１ページをご覧ください。

整理番号３－１１について、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、４６ページ、５２ページをご覧ください。

条件面は、それぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

整理番号３－２、３－３、３－５から３－１１は、賃貸借が終了になっているものです。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました整理番号３－１から３－１１の利用権設定の質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長 議案第４号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第４号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」ご説明申し上げます。
令和３年５月１０日付けで、天塩町長より、天塩町酪農振興協議会委員の推薦についての文書が届いております。こちらには現在穴戸会長が農業委員会の代表として出ているものです。５５ページに天塩町酪農振興協議会設置条例をつけております。構成として第３条第２項、委員は天塩町長の外、天塩町議会３名、天塩町農業委員会１名、るもい農業協同組合３名、学識経験者若干名となっております。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。推薦の方法についてどのようにいたしますか。
佐藤委員 会長しかいない。
議 長 私ではよろしいですか。
天塩町酪農振興協議会委員については、私に決定いたしました。

議 長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認めます。
以上をもちまして令和３年度第２回天塩町農業委員会総会を閉会いたします。

令和 ３年 ５月 ２５日

署名委員

(３ 番) 奥山 稔 (印)

(４ 番) 寺本奈穂子 (印)